

○岡山商科大学後援会規約

(昭和40年4月1日 改組制定)

改正

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 昭和40年 | 6月23日 | 昭和41年 | 5月21日 |
| 昭和42年 | 6月6日 | 昭和44年 | 6月28日 |
| 昭和46年 | 6月12日 | 昭和48年 | 5月12日 |
| 昭和53年 | 7月1日 | 昭和55年 | 7月5日 |
| 昭和63年 | 7月2日 | 平成5年 | 3月30日 |
| 平成10年 | 6月27日 | 平成18年 | 7月1日 |

第1条 本会は、岡山商科大学後援会と称し、事務局を同大学内に置く。

第2条 本会は、下記事項について協力及び後援をすることを目的とする。

- (1) 教員及び学生の研究・学修の充実促進に関する事項
- (2) 学生の就職活動の積極円滑な推進に関する事項
- (3) 会員相互の連繋に関する事項
- (4) その他大学の発展及び大学と会員の相互協調に必要な事項

第3条 本会は、在学学生の保護者（親権者又は後見人若しくはこれに準ずる者）を正会員とし、本会の趣旨に賛同する有志を賛助会員とし、これをもって組織する。

第4条 本会に下の役員を置く。

会長 1名 副会長 4名 理事 若干名 監事 2名

第5条 会長は本会を代表し、会議のときは議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。理事は重要な会務に参与する。監事は会計監査をする。

第6条 役員任期は、原則として4年とする。

第7条 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第8条 理事及び監事は、総会において選出する。

第9条 本会に顧問を置く。

顧問は、学長のほか関係教員中から理事会の推薦によるものとする。

第10条 理事会は、会長が招集し、本会の事業及び決算・予算に関する事項を審議する。

第11条 総会は毎年6月に開催し、決算報告及び予算の決定並びに理事及び監事の選出を行う。必要あるときは臨時総会を開くことができる。

第12条 会長は緊急の必要ありと認めるときは理事会の決定をもって総会の議決に替えることができる。この場合は、次の総会にその承認を得なければならない。

第13条 顧問は総会及び理事会に出席し、本会会務に関し意見を述べることができる。

第14条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。正会員は入会の時入金2,000円のほか、年会費12,000円を毎年2回に分納するものとする。賛助会員は、年会費5,000円以上を2年以上にわたり納付するものとする。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第16条 本会の庶務及び会計事務は、大学事務局長に委嘱する。

第17条 本規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければならない

い。

附 則

この規約は、昭和30年4月1日から施行する。

岡山商科短期大学後援会は、岡山商科大学の新設に伴い昭和40年4月1日から岡山商科大学後援会に改組する。

附 則

この規約は、昭和40年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、昭和41年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、昭和42年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、昭和44年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成10年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。